

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果 1	市民後見人候補者とは毎年度面談を実施し、記録を残すべき 川越市市民後見推進事業実施要綱第6条第2項において、社会福祉法人川越市社会福祉協議会は毎年度、名簿に登録のある市民後見人候補者と面談し、当該市民後見人候補者の心身の状態等を確認することと規定されているが、2年ごとに登録を更新するかの意向確認のみで、面談は特に実施していないとのことである。市民後見人候補者が後見業務を適切に活動するためには、市民後見人候補者の心身の状態を確認することは重要なことであり、また川越市市民後見推進事業実施要綱にも毎年度、市民後見人候補者と面談することを規定していることから、規定に従い実施して記録として残すべきである。	高齢者いきがい課	○			令和6年度更新分については、令和6年2月から3月にかけて、川越市社会福祉協議会により、市民後見人候補者との面談を実施し、記録を作成しました。 今後も市民後見人候補者との面談及び記録等については、要綱の規定に基づき、適切に実施してまいります。
結果 2	川越市老人福祉センター利用証の様式について、川越市老人福祉センター管理規則に規定されている様式によるべき 西後楽会館で実際に利用者へ配布している川越市老人福祉センター利用証と川越市老人福祉センター管理規則に規定されている川越市老人福祉センター利用証を確認したところ、両者の様式が異なっていた。規則で規定されている場合にはそれに従うべきであり、規則と異なる運用のほうが効率的に実施できるようであれば、効率的に運用できるよう規則の方を変更すべきである。	高齢者いきがい課		○		
結果 3	川越市老人福祉センター管理規則に規定されている利用手続にしたがうべき 川越市老人福祉センター管理規則第4条及び川越市老人福祉センター設置及び管理条例第4条によると市外在住の無料利用者(坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町在住の者)は、川越市老人福祉センター利用申請書を提出し、川越市老人福祉センター利用許可書の交付を受けることになっているが、実際は利用申請書のコピーに記入して提出するのみとなっている。 規則で規定されている場合にはそれに従うべきであり、規則と異なる運用のほうが効率的に実施できるようであれば、効率的に運用できるよう規則の方を変更すべきである。	高齢者いきがい課	○			令和6年4月から、規則の規定に基づき、市外在住の無料利用者が川越市老人福祉センターを利用する際は、川越市老人福祉センター利用申請書を提出し、川越市老人福祉センター利用許可書の交付を受けることとしております。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果 4	業務委託契約にて実施が求められている担当圏域ケア会議又は地域ケア個別会議が1年を通して未実施であった地域包括支援センターに対して、市は適切な指導、助言を行うべき 各地域包括支援センターに業務委託されている地域ケア個別会議及び担当圏域ケア会議は業務委託契約において「地域ケア会議を開催し、地域の高齢者の個別の課題を把握し、解決に向けての検討を行うとともに、その個別課題の蓄積から明らかになった地域課題についても把握、検討し地域包括支援のネットワークの構築に努めること」とされている。この点、令和4年度において担当圏域ケア会議又は地域ケア個別会議が1年を通して未実施であったセンターが検出された。未実施であった地域包括支援センターに対して、市は適切な指導、助言を行うべきである。	地域包括ケア推進課	○			令和5年度の業務委託では事業計画書及び委託業務実施計画書に基づき、会議の開催に向けた指導、助言を実施いたしました。今後も、契約書に基づき適切に実施してまいります。
結果 5	一般介護予防事業評価事業について、事業に関する成果の把握にあたり川越市職員に対する報告会が実施されていないため、契約書に則った履行を要求すべき 一般介護予防事業評価事業に係る業務委託契約書において、受託者は一定期日(令和5年3月24日)までに成果物として報告書を提出すべきことと、川越市職員に対する報告会を実施すべきことが定められている。しかし、報告書の提出は受けているものの川越市職員に対する報告会は実施されていなかった。定期的にコミュニケーションは取っているとのことであるが、契約書に則った報告会が実施されていない点は変わらない。市は契約書に則った報告会の実施を要求し、その履行を確認した上で検収確認をすべきである。	地域包括ケア推進課	○			令和5年度の業務委託では、契約書に則り、川越市職員に対する報告会が実施されました。今後も、契約書に基づき実施を求めてまいります。
結果 6	令和4年度難病患者見舞金の支給決裁において、決裁及び執行のあった日の日付を決裁書類に記載すべき 難病患者見舞金について、個別の申請書及び支給にかかる決裁書等関連資料の閲覧を実施したところ、支給にかかる決裁書の決裁日及び執行日に日付の記載がないものが見つかった。合規性の観点から、難病患者見舞金の支給における所定の決裁手続をとった日を明らかにすべく、決裁書類への日付の記載が必要である。	障害者福祉課	○			難病患者見舞金支給決裁について、決裁日及び執行日の記入漏れは直ちに是正しました。 また、難病患者見舞金の支払い時期(7月、9月、11月、1月、3月、4月の各月末日)において、支出命令を起票する際に、支給決裁の決裁日等の記載漏れが無いかを確認する体制としました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果 7	川越市みよしの支援センターの利用者へ支払う工賃の計算について、正しい損益管理を行い、経営状況を把握・管理すべき 川越市みよしの支援センターにて発生する経費について、「生産活動に係る経費」となる支出がないか、もしくは、按分計算すべき共通経費がないかを精査し、生産活動に係る経費については工賃の計算に含め、福祉事業活動と生産活動の共通経費については、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工賃の計算に含めるべきである。 適切な工賃計算を行うことで、生産活動に係る正しい損益状況を把握し、経営管理を行っていくべきである。	障害者福祉課		○		
結果 8	固定資産台帳と現物への貼付シールにより、固定資産を適切に管理すべき 川越市みよしの支援センターにて固定資産の確認を行ったところ、固定資産管理用のシールの文字が消えて読めないものがあった。また、固定資産台帳では、更衣ロッカーの所在場所は「更衣室」のままになっていた。 固定資産については、その保管場所が変更された場合には、速やかに固定資産台帳の所在場所の記載を変更する必要がある、また、管理用のシールについても文字が消えて読めないことがないように、適切に管理すべきである。	障害者福祉課	○			みよしの支援センター内の備品につきまして、川越市物品規則の規定に基づき、固定資産台帳と現物の点検を行い、固定資産台帳の記載内容の訂正及び備品シール貼付を行いました。
結果 9	受託企業へ受託作業の製品を納品する際には、受託企業の受領印(又はサイン)付の納品書控えを受領・保管すべき 川越市みよしの支援センターでは、受託企業先へ製品を納品する際には、納品書を添付し、その控えを保管しているが、当該納品書控えを閲覧したところ、受領印(又はサイン)がないものはいくつか見られた。納品書への押印(又はサイン)は、職員の不正や誤謬、受託企業とのトラブルの防止にもつながるとともに、万が一訴訟などに発展した場合にも、証拠として利用できると考えられる。そのため、納品書控えには、受託企業の受領印(又はサイン)をもらうようにし、保管すべきである。	障害者福祉課	○			令和6年1月より、受託企業先へ受託製品を納入する際に納品書に受領印をいただく等の措置を講じました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果10	川越市職業センターの利用者へ支払う工賃の計算について、正しい損益管理を行い、経営状況を把握・管理すべき 川越市職業センターにて発生する経費について、「生産活動に係る経費」となる支出がないか、按分計算すべき共通経費がないかを精査し、生産活動に係る経費については工賃の計算に含め、福祉事業活動と生産活動の共通経費については、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工賃の計算に含めるべきである。また、工賃の計算上、受注先から受領した収入の一部について消費税分が除かれて計算されているが、課税取引として取り扱うべきである。 適切な工賃計算を行うことで、正しい損益状況を把握し、経営管理を行っていくべきである。	障害者福祉課		○		
結果11	川越市社会福祉協議会運営費補助金について、補助金申請時の「事業計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄に効果についての記載がないまま助成が決定されている 社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄に効果についての記載がない。 事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果が期待できるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。 「補助事業等の効果」の記載のない書類を受領し、補助決定するような事務は是正すべきである。	福祉推進課	○			令和6年度の補助金申請書については、事業計画書への「補助事業等の効果」の記載を含め、不備がないこと確認した上で受理し、効果を検証の上、補助決定いたしました。
結果12	川越市社会福祉協議会運営費補助金の交付額確定時の実績報告書及びその添付書類に不十分な点や不備があり適当と判断できない 社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された実績報告書及びその添付書類に『成果』についての記載がなされていない。また、その状況において「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助について(伺い)」に「内容等の審査を行った結果、適当と認められた」と結論付けられている。 内容等の審査は著しく不十分であると言わざるを得ない。不十分な点や不備がある書類に対し、どのような審査を行いなぜ適当と認めたのか、客観的な説明が必要であり、この説明が行われない事務は改めるべきである。	福祉推進課	○			令和5年度の実績報告書及びその添付書類については、『成果』についての記載を含め、不十分な点や不備がないことを確認した上で内容等の審査を行いました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果13	市社協に対する補助金について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、補助金の助成についての伺い書や支出負担行為書等の決裁文書に決裁日を確実に記入すべき 「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助について(伺い)」を閲覧したところ、決裁欄の日付が未記入となっている。また、「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助金の交付額の確定等について(伺い)」は、決裁欄及び執行欄の日付の記入が鉛筆書きとなっている。 いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。	福祉推進課	○			決裁文書への決裁日の記入漏れは直ちに是正しました。今後、文書への日付の記入は確実に実施してまいります。
結果14	補助金申請時の「事業計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている 社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている。 事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果を期待することができるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。 「補助事業等の効果」が空欄の書類を受領し、補助決定するような事務は改めるべきである。	福祉推進課	○			令和6年度の補助金申請書については、事業計画書への「補助事業等の効果」の記載を含め、不備がないこと確認し、効果を検証の上、補助決定いたしました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果15	社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス(友愛)事業について、補助金申請時の「事業計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている 社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている。 事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果を期待することができるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。 「補助事業等の効果」が空欄の書類を受領し、補助決定するような事務は改めるべきである。	福祉推進課	○			令和6年度の補助金申請書については、事業計画書への「補助事業等の効果」の記載を含め、不備がないこと確認し、効果を検証の上、補助決定いたしました。
結果16	コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、川越市契約規則に則って検査を行うべき 「川越市契約規則」では、第39条において完了検査について定めているが、完了検査に係る資料の提出を求めた結果、完了検査が行われていないことが判明した。 委託料は4月に6割、10月に残額を支払う契約となっており、年度末において委託料の精算を行わないため、完了検査を漏らしたとのことであった。川越市契約規則に則った検査を行うべきである。	福祉推進課	○			川越市契約規則等を改めて確認するとともに、令和6年度分から完了検査を実施しております。
結果17	コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、年度末に業務終了時提出書類である委託業務実施報告書の提出を受けるべき 契約書第6条に「受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務実施報告書を提出しなければならない。」と規定されているが、市に提出されなかった。 契約書に「遅滞なく」となっていることから、当該委託契約に係る「委託業務実施報告書」の提出がなければ提出するように求めるべきである。	福祉推進課	○			令和5年度の委託業務完了後、速やかに委託業務実施報告書を受領しました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果18	コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、決裁文書である支出負担行為書に決裁日を確実に記入すべき コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託に係る「支出負担行為書」を閲覧したところ、決裁欄の日付が未記入となっている。いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。	福祉推進課	○			決裁文書への決裁日の記入漏れは直ちに是正しました。今後、文書への日付の記入は確実に実施してまいります。
結果19	川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、補助金の交付確定の伺い書である決裁文書に決裁日を確実に記入すべき 補助金関係綴内の「令和2年度川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金の交付確定について(伺い)」の決裁欄に日付の記入がなかった。 いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。	介護保険課	○			決裁文書への決裁日の記入漏れは直ちに是正しました。今後、文書への日付の記入は確実に実施してまいります。
結果20	介護施設等の施設開設準備事業について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、決裁文書に決裁日を確実に記入すべき 川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金の交付決定について(伺い)及び川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金(介護施設等の施設設置開設準備事業に係る分)の確定について(伺い)に決裁日の記入が無いものが確認された。 いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。	介護保険課	○			決裁文書への決裁日の記入漏れは直ちに是正しました。今後、文書への日付の記入は確実に実施してまいります。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和7年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
結果21	社会福祉法人に対する指導監査の結果と改善状況の情報公開について、市民に対して誤った情報提供がなされており改めるべき 川越市社会福祉法人指導監査実施要綱第5条では、指導監査の結果や改善状況について広く情報提供に努めるべき旨が規定されているが、指導監査課は指導監査の結果や改善状況についての広い情報提供を現状において主体的に行っていない。加えて、法人に対して文書指摘事項を現況報告書に記載することを案内するに留まり、実際に漏れなく記載されているか、記載内容が十分であるかの確認が不十分であり、実際多くの齟齬が見られた。結果として市民に対して誤った情報提供がなされている。規定に沿うよう速やかに事務執行を改める必要がある。	指導監査課		○		
結果22	社会福祉法人指導監査における結果通知は遅滞なく行う必要がある 川越市社会福祉法人指導監査実施要綱の第4条第2項には、指導監査後の指導事項は法人に対して文書により遅滞なく通知する旨の規定がある。しかし、指導監査課は令和4年10月に行った2件の法人指導監査について、当包括外部監査で資料依頼をした令和5年7月まで法人に対する結果通知の送付を失念していたとのことである。その後、指導監査課は2法人に対して令和5年8月2日付で文書指摘事項を含む結果通知を発出するに至った。これは上記要綱の規定に反する不十分な事務執行と考える。規定に沿うよう速やかに事務執行を改める必要がある。	指導監査課	○			川越市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導事項は法人に対して、文書により遅滞なく通知できる体制としました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見 1	高齢者いきがい課の事業について、事業の必要性や利用頻度を踏まえ、事業の見直しをすべき 高齢者いきがい課の事業は45事業もある。「すこやかプラン・川越」の高齢者人口の状況によると、高齢化率(川越市総人口に対する65歳以上の人口の割合)は令和4年の27.0%から令和22年には32.3%に達する見込みであり、65歳以上の人口も令和4年の95,703人から令和22年には112,572人に増える見込みである。このように、今後ますます高齢者が増加していくと予想されるなかで、事業に必要な予算も増えていくと予想されることから、事業の必要性を検討し、必要性の高いものに予算の重点を置き、必要性の低いものは縮減または廃止を検討する必要があると考える。	高齢者いきがい課	○			令和5年度においては、長寿祝い金支給事業の対象年齢を見直したほか、寝具乾燥事業及び百歳お祝い事業の廃止を行いました。 今後も、社会状況等の変化を注視し、事業の必要性やニーズなどを確認しながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる事業の検討を行ってまいります。
意見 2	生活管理指導員等派遣事業について、事業の見直しを検討すべき 生活管理指導員等派遣の新規利用者は1年に数人であり、利用者数は年々減少しているにもかかわらず、社会福祉法人川越市社会福祉協議会への業務委託料は人件費の増加により、年々増加している。高齢者は年々増加しており、高齢者いきがい課の事業に必要な予算も年々増えていくと予想されることから、利用者の減少している事業については、他の事業でカバーできるかどうかも含めて見直しを検討すべきである。	高齢者いきがい課	○			本事業につきましては、川越市行財政改革推進計画アクションプランの見直し対象事業であるため、引き続き本計画のもとで見直しを検討してまいります。
意見 3	介護支援いきいきポイント事業について、登録者数を増やす施策を検討すべき 介護支援いきいきポイント事業の事業登録者累計数は、第四次川越市総合計画(後期基本計画)において重点項目として目標値(令和7年度に1,000人)を掲げているが、現時点ではその半数となっており、目標値を達成するための施策は検討中とのことである。確かに新型コロナウイルス感染症の流行により、登録者数は伸び悩んでいると思うが、介護予防の推進を図るべく目標値を達成するためには積極的なPR活動など施策を実施していくべきである。	高齢者いきがい課	○			本事業につきましては、登録者数の増加や、高齢者のフレイル予防対策等を図るため、スマートフォンアプリ等を活用した事業の拡充を検討しております。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見 4	在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業について、給付対象者や給付内容の見直しを検討すべき 高齢者人口の増加とともに給付額も年々増加しており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、財政負担の増大により事業を継続することが困難となるおそれがある。そのため、持続可能な事業として運営していくためには給付対象者の見直し、給付限度額の見直し、所得制限の設定等を検討すべきである。	高齢者いきがい課	○			本事業につきましては、川越市行財政改革推進計画アクションプランの見直し対象事業であるため、引き続き本計画のもとで見直しを検討してまいります。
意見 5	要介護高齢者手当支給について、支給対象者や支給額の見直しを検討すべき 高齢者人口の増加とともに支給額も年々増加しており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、財政負担の増大により事業を継続することが困難となるおそれがある。そのため、持続可能な事業として運営していくためには支給対象者の見直し、支給額の見直し、所得制限の設定等を検討すべきである。	高齢者いきがい課	○			本事業につきましては、川越市行財政改革推進計画アクションプランの見直し対象事業であるため、引き続き本計画のもとで見直しを検討してまいります。
意見 6	成年後見制度のさらなる推進を図るべき 令和3年度から川越市成年後見センターを設けて、成年後見制度の推進を図っており、成年後見制度に関する一般相談件数も令和2年度に比べて増加しているが、後見業務の新たな担い手として期待される川越市市民後見人候補者登録人数は減少しており、成年後見制度の利用促進までは至っていないように感じられる。高齢者人口は年々増加しており、今後もその傾向が続くと予想されるなかで、成年被後見人に該当する対象者も増加すると予想されることから、その担い手である川越市市民後見人の積極的な活動支援を含め、成年後見制度の利用促進を積極的に図っていくべきである。	高齢者いきがい課	○			成年後見制度の利用促進にあたっては、令和3年度より社会福祉協議会内に中核機関(川越市成年後見センター)を開設し、個別ケースなどに対する相談支援のほか、講座の開催による制度の普及啓発や協議会の設置など、充実に努めております。市民後見人の養成につきましては、地域の特性なども踏まえ、今後も在り方について検討してまいります。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見 7	西後楽会館について、土地賃借料の単価の見直しを実施すべき 現在の土地賃借料は平成15年度から変わらず、西後楽会館用地は月額単価102.18円/㎡、西後楽会館駐車場用地は月額単価94.73円/㎡である。令和3年4月に土地賃貸借契約の更新を実施しているが、その更新時に作成された土地賃借料算定調書によると、西後楽会館用地の月額単価は48.15円/㎡、西後楽会館駐車場用地の月額単価は19.26円/㎡となっている。平成15年度と比較して土地単価が半分以下になっているため、他の賃貸人との公平性の観点から土地賃借料の減額について見直しをする必要があると考える。	高齢者いきがい課		○		
意見 8	養護老人ホームやまぶき荘について、土地賃借料の単価の見直しを実施すべき 現在の土地賃借料は平成15年度から変わらず、川越市養護老人ホームやまぶき荘用地は月額単価102.18円/㎡である。令和3年4月に土地賃貸借契約の更新を実施しているが、その更新時に作成された土地賃借料算定調書によると、川越市養護老人ホームやまぶき荘用地の月額単価は68.80円/㎡となっている。平成15年度と比較して土地単価が下がっており、他の賃貸人との公平性の観点から土地賃借料の減額について見直しをする必要があると考える。	高齢者いきがい課		○		
意見 9	運営協議会に対して市は各地域包括支援センターの収支が赤字となっている理由等を報告することで、運営協議会を有効な評価の場とするように対応すべき 各地域包括支援センターの収支決算は軒並み赤字であるものの、この事実が運営協議会にて共有されているようには議事録上からうかがい知ることができなかった。 運営協議会において各センターの財務面に関する情報もセンターの運営継続を判断するための一要素とすることで、地域包括支援センターが抱える課題に対してより有効な議論ができるものと考え。各センターの収支に関する情報は市から運営協議会に対して提供することで、運営協議会はセンターの設置等に関するより適切な判断や市に対する提言が可能になると考える。	地域包括ケア推進課	○			令和6年度第1回川越市地域包括支援センター等運営協議会において、地域包括支援センターの収支等を資料としてまとめ、報告しました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見10	生活支援コーディネーターの定例会への出席率の向上を図るべき 業務委託契約書上、生活支援コーディネーターの定例会への参加に関して出席率などの定量的な要件は明示されていないが、出席率が40～50%台となる開催回が4回存在するなど必ずしも高い出席率が確保できているとは言えない状況にある。この会議の目的に照らせば高い出席率を確保することでより有効な生活支援コーディネーター事業の遂行が可能なものになることから、市として業務受託者に対して会議への出席者の増加を促すべきである。	地域包括ケア推進課	○			生活支援コーディネーターに対して、定例会への出席を促しました。また、出席ができない場合であっても、第1層生活支援コーディネーターまたは第2層生活支援コーディネーターリーダーによる代理の報告を行うよう依頼しました。
意見11	在宅医療・介護事業者情報検索システムについては、利用者がより良質な介護サービスの選択ができるような環境づくり等をすべき 市が導入している「川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム」の関係者向けサイトは、市内に所在する介護サービス事業所に関する最新の情報等の閲覧やケアプラン作成業務を支援する機能を有するなど市とサービス事業者の連携構築を推進するためのツールとなっている。 令和5年3月時点における会員サイトの登録率を確認したところ、会員ID・パスワード発行数が557件あるのに対し、実際に本サイトへ登録を行っているユーザーは311件と登録率は約55%となっている。事業者側の登録率を高めるべく、市はより一層の周知をすべきと考える。	地域包括ケア推進課	○			市内の病院、診療所、歯科診療所及び薬局に対し、システムへの情報掲載に関する調査を行い、掲載情報の正確性を高めたほか、医療機関の掲載箇所数の向上を図りました。 なお、令和6年度中にシステムの改修作業を行う予定となっており、利便性の向上が図られるものと考えています。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見12	オレンジカフェの取組について地域間でばらつきがあるため、市は地域包括支援センターの活動が円滑に進むよう、適切なサポートを行うべき 令和4年度のオレンジカフェの開催は、市が掲げる目標値(開催回数390回、参加者数3,120人)に対して、実績値(開催回数210回、参加者数1,537人)は大きく下回ることとなった。しかし、地域包括支援センター別にその開催状況を確認したところ実施率0%から80%までと地域間でばらつきが見られた。オレンジカフェは川越市の施策の柱として掲げられている事業の一つであることから、市としては地域間で偏りが生じることなく、施策の達成に向けて委託先である地域包括支援センターがオレンジカフェを開催できるよう助言、支援をすべきであると考えます。	地域包括ケア推進課	○			令和5年度末時点において、すべての地域包括支援センター担当圏域内で少なくとも1回以上のオレンジカフェを開催しております。 今後も、オレンジカフェの開催に向けた支援を行ってまいります。
意見13	ここ数年未実施となっている地域ケア推進会議については、会議体の体系の見直しも含めて地域の実情に応じた会議体となった上で遂行すべき 地域ケア推進会議は令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響下であることもあり、未実施の状況が続いている。また、本会議の課題として、地域課題の掘り起こしから解決に向けては地域ケア会議全体がうまく連動できていないことから、地域ケア会議の在り方について見直しを行っている最中であるとのことである。 地域ケア会議は地域課題を解決させていく機能も持たせることが有用と考える。そのため、会議体の体系の見直しも含めて地域の実情に応じた会議体となった上で遂行すべきと考える。	地域包括ケア推進課	○			令和5年度に、関東信越厚生局が実施する「地域づくり加速化事業(厚生局主導型)」による支援を受け、地域ケア会議の体系の見直しに着手しました。令和6年度以降、体系に沿って地域ケア推進会議が実施できるよう、具体的な仕組みを構築してまいります。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見14	第四次川越市総合計画(後期基本計画)」に記載のある指標「障害者施策の満足度」を「川越市障害者支援計画」に織り込むべき 「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の「施策番号6 障害者福祉の推進」に記載の2指標のうち、「福祉施設から一般就労への移行者数」の指標については下位計画である「川越市障害者支援計画」に記載があるが、「障害者施策の満足度」については、「川越市障害者支援計画」に記載がない。上位計画が指標としている目標数値が、下位計画に記載されていないということは、当該目標数値についての落とし込みができていないとの誤解を与えかねないため、当該指標について、「川越市障害者支援計画」に目標指標として明記し、当該指標の達成に向けての個別計画を策定していくべきと考える。	障害者福祉課	○			令和6年3月に策定した「川越市障害者支援計画」(令和6年度～令和8年度)において、当該計画の総合的な成果指標として、第四次川越市総合計画(後期基本計画)と合わせた「川越市の障害者施策の満足度」を新たに設定いたしました。
意見15	川越市障害者支援計画の施策番号69「展示・販売コーナー設置の促進及び販路拡大」について、指標の種類や目標値を再検討すべき 販売コーナーの設置数は、施策番号69の目標指標であるが、現在、詳細な実績件数の把握は行われていない。また、設置数の目標値についても、令和元年度末から令和5年度末で1カ所増加という目標値で良いのか十分に検討すべきであると考ええる。 さらに、その目標指標としては、販売コーナーの設置数ではなく、むしろ売上金額等の目標値の方が、障害者の「就労施設での就労の充実」という課題の解決策としては適しているようにも思える。 当該目標指数の設定の検討とその達成状況の把握を十分に行うべきである。	障害者福祉課	○			令和6年3月に策定した「川越市障害者支援計画」(令和6年度～令和8年度)において、指標を「販売コーナー等の設置(目標値:4箇所⇒5箇所)」から「販売コーナー等の設置回数(回/年)」へ改めるとともに、目標値を50回(実績値13回)としており、障害者施設等の製品の販路拡大等の支援を行うこととしております。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見16	障害者差別解消支援地域協議会を適切な頻度で開催し、地域における障害者差別の解消に向けて有意義な議論を行っていくべき 障害者差別解消支援地域協議会が令和元年度、令和2年度、令和4年度において開催されておらず、令和3年度についても書面での開催であった。その理由として、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいとされるが、オンラインでの開催に切り替える等の措置が必要であると考え。また、当協議会は、障害者差別解消法の一部改正の動きの有無や差別相談事例の有無に関係なく開催し、障害者差別解消に向けての活発な議論が行われるべきである。また、当協議会は年1回の開催を基本としているが、その開催頻度についても検討を進めていく必要があると考える。	障害者福祉課	○			令和5年度において、令和6年3月22日に対面での会議を開催いたしました。 また、令和6年度については、年2回の対面開催を予定しております。
意見17	障害者差別解消法関連パンフレットを配布し、障害者差別についての事業者の理解促進や障害者が不当な差別的取り扱いをされないように事業者に求めるべき 障害者差別解消法関連パンフレットの作成・配布について、令和2年度以降の実績を見ると、ともに0となっているが、障害者への差別解消にかかる広報・啓発活動を推進していくことは、主要課題「差別の解消」を達成する上でも必要なことであり、事業者への周知啓発活動として、障害者差別解消法に関するパンフレットを配布することは重要であると考えられる。そのため、障害者差別解消法の改正の有無に関わらず、以前作成したパンフレット等を増刷し事業者へ配布するなどして、障害者差別についての事業者の理解促進を図ること等が重要であると考え。	障害者福祉課	○			令和6年2月に、障害者差別解消法に関するパンフレットの作成を行い、市内事業者等に対しまして、合理的配慮の義務化等の周知を行っております。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見18	川越市地域自立支援協議会の結果について、会議開催後速やかにホームページに掲載すべき 川越市地域自立支援協議会は、令和4年12月2日に第1回書面会議、令和5年3月17日に第2回会議が行われており、川越市では、市ホームページにより、当該協議会の結果を公表している。しかしながら、令和5年9月1日時点において、令和4年度の第1回、第2回ともに当協議会の結果について、まだホームページ上で公開されていなかった(令和5年9月末に公開された)。当協議会の結果については、関係者がその内容を把握し、また次回会議に役立てるためにも、開催後は速やかにホームページに公開すべきと考える。	障害者福祉課	○			川越市地域自立支援協議会の結果につきましては、開催後、速やかに市ホームページに掲載しております。 令和5年度開催(令和5年12月13日)の自立支援協議会は、令和6年1月15日に市ホームページに掲載したところです。
意見19	障害者就労セミナーの開催の必要性について十分に検討すべき 川越市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近年、障害者就労セミナーを開催していないが、民間企業が障害者向けの就活準備講座等を定期的にオンライン配信し、また情報誌の配布を行うようになっている。そのため、相談者に対しては、当該オンライン配信の案内や情報誌などの情報提供を行うことにより、セミナーの開催に代えている状況である。川越市独自で同種のセミナーを開催する必要性は低いのであれば、単に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの開催見送りではなく、その開催の必要性について十分に検討し、必要がないならば事業の廃止についても検討すべきである。	障害者福祉課	○			民間の障害者向け求人ウェブサイトや就労支援事業所のホームページにおいて、会場参加型のセミナーと同様の内容の情報を無料でかつ容易に取得できる状況にあり、また、同様の動画配信やオンライン参加型のセミナーを実施しているウェブサイトもあるため、障害者就労セミナーを廃止し、民間のセミナー等の情報提供に努め、障害者への就労を支援してまいります。
意見20	家賃差額補助の支給期間についての定めを設けるとともに、事業の廃止についても検討すべき 住替家賃差額補助事業の過去6年間の補助実績は0となっており、平成27年度及び平成28年度も各1名のみの実績となっている。また、「平成30年度 事務事業評価シート(詳細)」によれば、埼玉県内ではさいたま市、川口市、越谷市において、障害者に対しての同事業は行っていない。そのため、障害者に対する住替家賃差額補助事業については、近年の過去実績及び県内他市の状況も踏まえて、事業の廃止について検討すべきと考える。なお、現在の要綱では家賃差額補助の支給期間について定めがないため、事業が継続となった場合には、支給期間の定めについて検討を実施すべきであると考え。	障害者福祉課		○		

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見21	川越市みよしの支援センターの運営について、民間への移行を検討すべき 埼玉県にある就労継続支援B型の事業所(590ヶ所)のほとんどが民間企業によって運営されており、地方自治体が直営している事業所はわずか4ヶ所である。就労継続支援施設の運営を民間へ移行することで、専門性の高い職員によるサービスの提供、施設管理や労務管理等の効率的な運営が図られる他、直営に比して人件費が低いことが多いことから、経済合理性の観点においてメリットが大きい。また、民間のノウハウにより新たなサービスや柔軟な発想が生まれる可能性もある。 そのため、川越市においても、指定管理や業務委託等により民間への移行を検討すべきである。	障害者福祉課	○			みよしの支援センター及び職業センターについて、施設サービスの在り方を検討し、今後1施設へ集約化する方針決裁(令和6年5月20日付け、市長決裁)を受けております。 この方針の中において、指定管理者制度導入は当面見送ることとしたが、2施設の集約後、施設運営が安定化された後に、導入検討を行うこととしております。
意見22	一般競争入札においては、予定価格の事前公表の是非及び最低制限価格の算定式公表の是非を検討し、適切な競争が行われるようにすべき 川越市みよしの支援センター本館の屋上防水の改修工事業者の一般競争入札においては、入札参加者5社のうち、辞退の2社を除いた3社において、同額の入札価格を提示してきており、かつ、金額についても最低制限価格より1,000円増の金額となっている状況である。 一般競争入札においては、入札者に公平・公正に価格競争を行わせ、最も有利な金額を提示した入札者と契約を結ぶものであるから、予定価格の事前公表の是非及び最低制限価格の算定式公表の是非を検討し、適切な競争が行われるようにすべきと考える。	契約課		○		
意見23	使用していない印刷機については、廃棄に向けての意思決定を行うために、各業者への見積もり等を実施すべき 川越市職業センター内に設置した大型の印刷機につき、現在は印刷機を用いての印刷作業は行われておらず、今後も当該印刷機を使用する予定はなく、設置スペースに保管されている状態である。廃棄するにも費用がかかりそうということで、現在は一旦設置スペースにて保管しているとのことであった。しかしながら、このような印刷機は、場合によっては買取価格が付く場合もあり、必ずしも費用がかかるとは限らない。そのため、当該印刷機についても、効率性・経済性の観点から、廃棄に向けて各業者へ見積り等を実施し、意思決定の参考とすべきであると考え。	障害者福祉課	○			老朽化し使用していない大型の印刷機につきまして、数社に買い取りを含めて見積依頼をしましたが買い取る業者はなく、2社から廃棄処理の見積書が提出されました。 あわせて庁内各課に備品異動の照会をしましたが、希望課はありませんでしたので廃棄処理の手続きを進めてまいります。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見24	川越市職業センターの運営について、民間へ移行することを検討すべき 埼玉県にある就労継続支援B型の事業所及び全国的生活保護授産施設のほとんどが民間事業者によって運営されており、地方自治体が直営している事業所はわずかである。 これらの事業所・施設の運営を民間へ移行することで、専門性の高い職員によるサービスの提供、施設管理や労務管理等の効率的な運営が図られる他、直営に比して人件費が低いことが多いことから、経済合理性の観点においてメリットが大きい。また、民間のノウハウにより新たなサービスや柔軟な発想が生まれる可能性もある。 そのため、川越市においても、指定管理や業務委託等により民間への移行を検討すべきである。	障害者福祉課	○			みよしの支援センター及び職業センターについて、施設サービスの在り方を検討し、今後1施設へ集約化する方針決裁(令和6年5月20日付け、市長決裁)を受けております。 この方針の中において、指定管理者制度導入は当面見送ることとしたが、2施設の集約後、施設運営が安定化された後に、導入検討を行うこととしております。
意見25	地域福祉の推進に関する自己評価とアンケート調査に基づく指標との乖離について、原因の分析と必要な対応を検討すべき 自己評価では、市・市社協及び地域のいずれも大半が◎または○と評価し、地域福祉が推進されていると評価しているが、アンケート調査では基本目標2 地域活動への参加状況:「今後、参加したい」の割合が令和元年度に比べて10.4ポイント低下している。 自己評価では「計画通り実施できた事業が増加」とあるのに、高齢者の地域活動へ「今後、参加したい」の割合が大きく低下しており、この原因の分析と、高齢者の地域活動への参加を促す効果のある事業を実施する等の必要な対応を検討すべきである。	福祉推進課	○			アンケートを実施した令和4年度は、コロナ禍の影響があり、特に高齢者は感染への不安が大きかったことが、ご指摘のアンケート結果に繋がったものと分析しています。今後、各取組所管課に対し、高齢者の地域活動への参加意欲向上に必要な対応を依頼していきます。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見26	重層的支援体制整備事業の評価が記載されていないので記載すべき 重層的支援体制整備事業の評価について、実施内容等の事実の記載にとどまり、それによる評価が記載されていない。実施した事業の評価を具体的に記載すべきである。 この点、確かに重層的支援体制整備事業の評価基準の設定自体が他と比べて困難である等の事情が現状においてあるかもしれない。しかし、そのような場合であっても評価をしないで良いことの理由にはならないものとする。事業をより良くするために次に実施すべきことの設定はできるはずであるから、それに対する評価を記載すべきと考える。	福祉推進課	○			令和5年度の年次評価において具体的な評価を実施しました。また、「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」の中間評価においても、重層的支援体制整備事業の評価を実施しました。
意見27	市社協に対する補助金の返還額が多額となっており、返還分の予算が他に必要な事業等に有効に活用されていないため、引き続き返還額が圧縮されるように改善すべき 補助金の返還が、期待された事業の未実施によるものでないことは確認でき、また返還額自体は多額であるが年々圧縮が図れている状況にある。しかし、未だ相当の返還額があり、改善が終了したと言える状況には至っていないものと評価する。返還される補助金分は、市の予算が有効に使えないことになるため、引き続き返還額が圧縮されるように改善すべきと考える。	福祉推進課	○			返還額については、年々圧縮しているところですが、引き続き精査をしたうえで予算計上するよう努めてまいります。
意見28	介護保険に係る相談や苦情の件数を把握し、必要な対応を図るべき 相談、苦情の件数や内容について、集計をしていないため、件数等の把握はしていないとのことであるが、介護保険に係る様々なニーズや、どのような相談がどの程度の件数あるのか、また、どのような内容の苦情がどの程度の件数あるのかを把握し、かつ、必要な対応を図ることは、介護保険制度を適切に運営していくために必要であるとする。	介護保険課	○			令和6年4月より、相談、苦情の件数や内容について集計を行い、どのような内容の苦情がどの程度の件数あるのかを把握できるよう見直しました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見29	介護サービス利用者負担額支給事業について、川越市の介護サービス利用者の状況や財政状態、また、他の地方自治体の状況をよく考慮し、見直しを検討すべき 介護サービス利用者負担額支給事業は、低所得者対策として一定の効果がある事業であることは理解できるが、介護保険料そのものは所得に応じて負担額が異なるものであるし、自己負担額が高額になった場合には負担額の軽減を図る公的な制度もあり、また、他の自治体では、川越市と同様の制度がない場合や、廃止したケースもある。 このような状況の中で、真に必要な行政サービスかどうか、川越市の介護サービス利用者の状況や財政状態、また、他の自治体の状況をよく考慮し、見直しを検討すべきである。	介護保険課	○			真に必要な行政サービスかどうか、他自治体の状況等を確認しながら、見直しの内容について検討してまいります。
意見30	施設整備に係る補助金について、事業者の支払完了前に事業者が補助金の交付決定をする際には、設備資金の資金繰りや支払能力があることの確認も行うべき 川越市の事務として事業者が年度内に支払を完了した後に補助金を交付する理由の1つとしては、悪意のある事業者に補助することで、補助金の着服や横領される危険性を回避するためであると考え、この回避のためには、事業者が設備資金の資金繰りや支払能力があることを確認した上で補助することが有効であると考え、この点に関して確認した資料が特段見られなかった。 年度内に事業者が支払を完了させない場合に補助金の交付を検討するにあたっては、事業者が設備資金の資金繰りや支払能力があることの確認を十分に行うべきである。	介護保険課	○			事業者の選定にあたって、あらかじめ収支見込書等の関係書類の提出を求め、当該事業者の資金調達能力や事業遂行能力の確認を行っていたところですが、令和5年度に「川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金交付要綱」の交付申請書様式中の添付書類を追加し、当該補助金の交付申請時に改めて資金繰りや支払能力の確認を行うこととしております。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見31	川越市ホームページ上での社会福祉法人の運営情報の開示が正確かつ網羅的であるかの確認を十分に行うべき 川越市ホームページの「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」において、川越市が所轄庁となっている社会福祉法人の情報公表状況が記載されているが、社会福祉法人川越市社会福祉協議会の記載が抜けており、担当課にヒアリングしたところ入力漏れである旨の回答であった。 地方自治体のホームページで社会福祉法人の運営情報の開示を正確かつ網羅的に行うことは地方自治体に課せられた役割期待と考えられる。今後は、川越市ホームページ上での社会福祉法人の運営情報の開示が正確かつ網羅的であるかの確認を十分に行うべきである。	指導監査課	○			市ホームページ掲載の「川越市所管社会福祉法人一覧」を修正し、記載漏れ等がないことを確認しました。 また、市ホームページ「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」において、より多くの情報に市民がアクセスしやすくなるよう見直しました。
意見32	社会福祉法人指導監査の周期延長や会計管理に関する監査事項の省略について検討すべき 当監査において検出された社会福祉法人は、現況報告書によれば平成28年度から令和2年度まで財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている。また、令和3年度と令和4年度は会計監査人による監査に準ずる監査を受けている。そのため、社会福祉法人指導監査実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による一般監査の実施の周期の延長や会計管理に関する監査事項の省略が可能であった。しかし、指導監査課はこれまで同法人が上記の会計監査人による監査等を受けていることを認識していなかったとのことである。今後の指導監査上の取扱いについて検討すべきである。	指導監査課	○			社会福祉法人の現況報告書については、本市への届け出時点で、記載内容の確認を徹底することとしました。 なお、社会福祉法人の指導監査の周期延長については、法人と当該法人が管理する施設等の指導監査と周期にずれが生じることとなり、かえって法人及び施設等への負荷が増えることが想定されることから、運営する施設等の種別により周期の見直しは行わないこととしました。 また、監査事項(会計管理)の省略については、要件に適合する法人について実施することとしました。

令和5年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和7年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	理由・内容等
意見33	会計監査等を受けている旨の現況報告書の記載が正確かについて指導監査課はチェックすべき 川越市所管の社会福祉法人(3法人)について、現況報告書によれば、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人から財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている旨の記載があるが、当監査においてこの記載が誤りであることが判明した。 上記のうち1法人については上記に加えて、会計監査を受けた旨の記載があった年度も見られるが、この記載も誤りであることがこの度判明した。 指導監査課は法人に対して修正を指導すべきであった。今後のチェック体制を改善すべきと考える。	指導監査課	○			社会福祉法人の現況報告書等について、本市への届け出時点で、記載内容に不備がないか等、確認を徹底することとしました。
意見34	社会福祉施設等の集団指導の開催方法は継続して検討すべき 令和5年度の集団指導において埼玉県及び埼玉県内の政令指定都市、中核市(川越市を除く)の中にWeb上でのミーティングやWeb動画視聴のほか、集団指導を対面で実施する自治体が見られるようになったが、川越市においては当面、ホームページ掲載を続ける意向とのことであった。 川越市も周辺自治体の集団指導の実施方法を参考にしつつ、社会福祉施設等の適正な運営の観点から、新型コロナウイルス感染症の感染状況を逐次ウォッチして、開催方法を検討し続ける必要があるものとする。	指導監査課	○			集団指導の実施方法については、事業所の意見や周辺自治体の状況を参考に社会福祉施設等の適正な運営の観点から、より効果的な方法を継続して検討していくこととしました。
意見35	聴聞報告書における不利益処分理由は詳細に記載されるべき 聴聞報告書の「意見及びその理由」欄には、報酬の不正請求等の各事実に関する記載はそれらのほぼ全てが「当事者の主張は、指定の取消しの原因となる事実を否認するものであるとは認められない」との記載になっており、その他の記載も含めて踏み込んだ説明はおよそ見られない。 当事者の主張がなぜ指定の取消しの原因となる事実を否認するものではないのか、その説明をすべきであり、これでは不利益処分の実質的な理由説明になっていない。聴聞報告書において不利益処分の理由は詳細に記載されるべきである。	指導監査課	○			聴聞報告書の意見及びその理由の記載にあたっては、説明を詳細に記載することとしました。